

1. 商品券の概要について

- (1) 発行総額 **4,800万円**（うちプレミアム分（20%）が800万円）
- (2) 販売総額 4,000万円（500円券×24枚セットを10,000円にて4,000セット販売します。）
- (3) 販売方法 事前申し込みによる予約販売。応募者多数の場合は抽選。
- (4) 事前申込期間 令和6年7月1日（月）～令和6年7月22日（月）【必着】
締切後、当選者に購入引換券を発行。落選者にも通知する。
- (5) 引換販売期間 令和6年8月1日（木）～令和6年8月3日（土）
令和6年8月5日（月）～令和6年8月7日（水） 9:00～17:00
※8月4日（日）は販売を行いません

※事前申込が販売総額に達しない場合、
令和6年8月25日（日）より先着販売を行う。（8/26以降は平日のみ）
- (6) 販売場所 予約販売の引換は糸田町商工会にて販売する。
販売総額に達しない場合の先着販売は8/25は糸田町役場、8/26以降は糸田町商工会にて行う予定。
- (7) 購入方法 お一人様5セットまで購入可能。（16歳以上の方に限ります。）

2. 商品券の利用について

- (1) 利用期間 令和6年8月1日（木）から令和6年1月31日（金）までの間。
利用期間以後は、商品券は無効となります。
- (2) 利用制限 次に掲げる項目は、商品券の利用対象外となっています。
①現金との換金、金融機関への預け入れ。
②土地・家屋購入、家賃・地代・月極駐車料等の不動産に関わる支払い。
③商品券、ビール券、清酒券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの。
④事業用の仕入や支払、手形・買掛金決済等の業者間取引。
⑤国や地方公共団体への支払い及び公共料金などの支払い。
⑥電子マネーのチャージ、購入
⑦たばこ
⑧医療サービス
⑨その他商工会会長が指定するもの
- (3) 利用での釣銭 商品券の利用においては、釣銭は支払わないこととなっています。
（例）900円の商品代として、商品券1枚（500円分）と現金400円を受領する。

3. 商品券の換金について

- (1) 換金期間 令和6年8月19日(月)から令和7年2月6日(木)までの間の
毎週月曜日と木曜日のみとします。
※換金期間以後は、商品券の換金はできません。
- (2) 換金方法 商品券とともに「商品券換金受領書」の提出により、糸田町商工会の窓口にて、
小切手にて支払いを行います。（現金での支払は致しません。）

4. 取扱店の登録について

- (1) 取扱登録店（加盟店）の募集範囲
糸田町商工会会員の事業所及び糸田町内に事業所を有するものとなっています。
商品券を取扱うには、糸田町商工会において取扱登録店（加盟店）の登録が必要です。
登録されてない場合は、商工会へ商品券をお持ちになっても換金等はありません。
- (2) 加盟店の責務
- ①商品券利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の物品の販売、サービス等の提供を行って下さい。
 - ②加盟店ステッカー及びポスターを1枚ずつ配布しますので、利用者の見やすい場所に掲示して下さい。
 - ③偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに、速やかに商工会に申出下さい。
 - ④商工会が本事業に関して調査等を行うときは、報告等の協力をお願いします。
 - ⑤要綱及び商工会からの指示を遵守して頂きますようお願いいたします。

※加盟店の事業主等が商品券を購入された場合、自店での商品券の利用はできません。

- (3) 取扱登録店（加盟店）の手続き等の流れ
- ①「加盟店登録申請書」を糸田町商工会へ提出する
 - ②配布される加盟店ステッカー、ポスター等を掲示する
 - ③商品券の利用における商品等の提供を実施する
 - ④受領した商品券と商品券換金申請書を商工会へ提出し、小切手を受領する
 - ⑤商工会が発行した小切手を指定金融機関へ持参し現金化する

令和6年度も通常券（紙）とは別に、キャッシュレス商品券の発行を行います。
原則として、通常券とキャッシュレスの両方の取扱店登録をお願いします。